

## 10. 当事者支援プログラム (CAP)とは何ですか？

当事者支援プログラムは、連邦政府によるプログラムで 1973 年のリハビリテーション法で定められています<sup>216</sup>。CAP とは、あなたが持っている権利と、リハビリテーション局 (DOR)がサービスに対する権利を保障する責任の両方を、理解するのを助けるためのプログラムです。CAP の権利推進員は DOR のカウンセラーと一緒にって問題解決を手伝うことができますし、職業サービスについてあなたの権利を守るために、法的、行政的、その他の救済措置を求める際に、あなたの代わりに権利主張することもできます<sup>217</sup>。あなたの地域の CAP 権利推進員に連絡を取りたいのであれば、州の CAP 照会サービスに電話をしてください。

## 11. ピープルファーストとは何ですか？ どうすれば参加できますか？

ピープルファースト・カリフォルニアは発達障害者による当事者組織です。カリフォルニアでは、州規模のピープルファーストと、ほとんどの地域に支部があります。ピープルファーストなどの当事者組織では、障害者が自らの声を上げるのを支援しています。また、自分たちの権利と責任について学び、自らの力で問題解決をしています。ピープルファーストは発達障害者たちの中でも当事者の権利を主張するという点で、リーダー的存在です。情報や資料を提供することで、サービスを利用する本人が自分の生活を選べるように支援しています。ピープルファーストでは州内各地のイベントを主催しています。詳しく知りたい場合やピープルファーストに参加したい場合は以下のところに連絡してください (省略)。

## 12. リージョナルセンターでは当事者活動に参加するのを手伝えることはできますか？

はい、できます。リージョナルセンターが申し出ることのできるサービスや支援の中には、当事者による権利主張をするための研修、ファシリテーション、ピアの権利推進員などがあります<sup>218</sup>。リージョナルセンターでは、地域のピープルファーストの集まりに行く交通手段といったサービスを提供したり、ピープルファーストや援助付き自立生活機関 (Supported Life Institute)の会議の参加費を払ったり、IPP ミーティングにあなたの選んだファシリテーターを雇ったりすることもできます。援助付き自立生活をしている場合、援助付き自立生活に関するサービスには、権利主張、当事者による権利主張の研修、ファシリテーションが含まれます<sup>219</sup>。

リージョナルセンターでは、市民活動に参加したり、理事会に出席したり、消費者アドバイザーグループに参加したりするのも支援します。そうしたことに参加するために必要であれば、そのための研修、移動、ファシリテーションも支援します。そうしたサービスや支援を望むのであれば、IPP に書き込んでおく必要があります。

---

<sup>216</sup> 29 U.S.C. 701 条以下。

<sup>217</sup> 29 U.S.C. 732 条。

<sup>218</sup> 4512 条(b)。

<sup>219</sup> 4689 条(c)。

### 13. 家族センター (Family Resource Center) は何をしてくれるところですか？

生後 36 ヶ月までの発達障害のリスクがある、あるいはすでに発達障害のある乳幼児の家族は、家族センターで親同士の支援を受けることができます。家族センターでは、支援、親の会、情報提供と照会サービスを行います。質問 4 の連絡先をご覧ください。

### 14. 私自身の権利主張を手伝ってくれる人がいない場合、代理人を使うことができますか？

エリア・ボードでは、あなたの希望を述べ、意志決定をし、自分のニードや好み、選択を主張する支援をする代理人を指名することができます<sup>220</sup>。また、(未成年の場合) 親や、法的後見人、後見人などの代理人がない場合、そして自分が代理人を指名してほしいと申し出た場合か、エリア・ボードの側が代理人なしでは権利や利益が適切に守られないし主張もされないと判断した場合には、エリア・ボードが代理人を指名することができます<sup>221</sup>。もし、後見人がいない場合、エリア・ボードに代理人として指名してほしい人を選ぶことができます。指名された代理人を求めないという選択肢もあります<sup>222</sup>。もし、自分でどういう代理人がいいかを述べたり選んだりすることができない場合は、エリア・ボードが(以下の順序に沿って)代理人を選びます。それは親、家族、ボランティアです。親や家族は、代理人に指名されるために法的後見人になる必要はありません。

### 15. よい権利主張者となるために、何をしておく必要がありますか？

- **あらゆる事実を集める。**常識は権利主張をする上でよい役割を果たしてくれます。最初に公平な立場で事実を聞こうとするときに、何を知りたがるだろうか、ということを考えてみてください。
- **文書を調べる。**いろいろな機関やリージョナルセンターにあるあなたのファイルから出てくるあらゆる文書を見ることで、事実を知ることができます。どの機関でも自分のファイルを見ることができます。自分のファイルであればコピーを手に入れることもできます。コピーには料金がかかることがあります。カリフォルニア州法では、他に法律で定めていない限り、1枚 10 セントを超えてはいけないことになっています<sup>223</sup>。コピーの部分にだけ料金を請求することができます。コピーを取るのに人を使った時間に対して料金を取ってはいけません。たとえ手伝ってくれなくても、重要な文書はすべてコピーを取ってください。後になって読みたいと思うでしょう。IPP などの文書を翻訳してもらうことについては、第 4 章質問 16 をご覧ください。
- **日記や記録をつける。**電話会議やミーティングで話されたことを一覧にしましょう。誰がミーティングに出ていて、誰が何を話したかも一覧にしましょう。

<sup>220</sup> 4548 条。

<sup>221</sup> 4548 条(d)(1)。

<sup>222</sup> 4548 条(d)(2)。

<sup>223</sup> Cal. Civic Code 1798 条 33。

そうすることで、後になって何があったかを思い出すのに役に立ちます。すべて一緒にファイルしておいてください。

- **分からなかったことを何でも質問する。**あなたには、すべての機関から理解できる方法で、理解できる言語で情報を受け取る権利があります。もし誰かが言ったことが理解できなかつたら、説明を求めてください。理解できるまで必要なだけ質問をしてください。
- **しっかりと聞く。**サービスを要求したり、質問をした後は、相手の機関の返事を聞いてください。聞きながら、相手が自分の質問に答えているかどうかを自分で確かめてください。答えに納得できない場合は、さらに質問をしてください。相手からの意見を聞くことは大切なことです。双方が同じ話題について話し合うようにしないといけません。相手がどのような事実を知っているのでしょうか？ 特定の話題の中で重要な部分だけを議論するようにしましょう。関係する事実だけに議論を絞り込んで、できるだけ物事ははっきりさせていきましょう。物事ははっきりすればするほど、あなたの意見ももっと通るようになっていきます。
- **準備をする。**ミーティングに行く前には、ファイルを読んでください。あなたが知りたいことを、そして、なぜそれを知りたいのかも確認してください。答えてもらいたい質問の一覧も作っておきましょう。相手が何を考えているのかについて、必要な情報も全部用意しておきましょう。紙の真ん中に線を引いて、片方に自分が知っている事実や証拠を、もう片方にリージョナルセンターや他の機関が知っている事実や証拠を書き込んでみましょう。
- **情報を共有する。**あなたの意見は貴重です。あなたは少なくとも評価を行う専門家と同じぐらいは自分のニードを知っています。自分の意見を口に出すことを怖がらないでください。
- **自信を持つ。**あなたにはサービスを受ける権利があるのです。相手のスタッフはあなたがサービスを受けるのを支援するためにそこにいるのです。怒り出す必要はありませんが、自分で主張する必要があります。
- **必要なときは助けを求める。**一人でミーティングに行くのに気が進まない場合は、一人で行ってはいけません。友人、親戚、あるいは権利主張をする組織からの代理人と一緒に行ってください。あなたにはいつでも、誰かを連れて行く権利があります。その人はあなたが話題に集中することや記録を取ることを手伝ってくれます。精神的な支援はいつでも助けになります。

## 16. どうすればうまく交渉ができるようになりますか？

本質的に、あなたが参加するリージョナルセンターなどとのミーティングには常に交渉ごとがつきまといます。IPP ミーティングも、そしてもう少し非公式な会議も交渉と考えることができます。交渉とは、簡単に言うと、両者が合意に達するための努力のことです。普通、交渉には、議論、提案、ギブアンドテイクが含まれます。意見の違いをいつも交渉で解決できると思ってはいけません。解決できないときは、正式な公聴会や申し立て手続きを使うことができます。リージョナルセンターの申し立て

手続きについては第 12 章で取り上げます。ここでは、交渉の準備に役立つ方法を紹介します。

**第 1 段階：**段落ひとつで問題点を書いてみてください。あなたが理解している問題の原因を書いてください。そして、あなたがどう変わってほしいと考えているかをはっきりとさせてください。交渉を合意させるための「最低線」についても述べてください。最低線とは、これを下回らない、ということです。下回ったら、公聴会や申し立てを行うということです。これは、リージョナルセンターや他の機関に見せてはいけません。あくまでもこれは、あなたが交渉をするときに必要なメモです。

**第 2 段階：**誰と交渉を始める必要があるかをはっきりさせてください。その問題と最も近いところを探しましょう。たとえば、サービスの必要性を巡って、リージョナルセンターのサービス・コーディネーターと意見が合わないことが問題の原因であれば、そのサービス・コーディネーターが交渉相手になります。もし、リージョナルセンターの方針のせいでサービスが拒否されようとしているのであれば、もっと上の人と交渉をする必要が出てきます。たとえば、上司であったり、もっと上の管理者であったりします。「はい」という権限がなくて、必要と思われるサービスを提供することのできない人と交渉することはできないということが最も大切です。紛争を解決できる権限のある人と話させるように要求してください。ランタマン法にはあなたにそうした権利があるとはっきり書いています<sup>224</sup>。

**第 3 段階：**あなたとリージョナルセンター（あるいはその他の機関）それぞれの強いところと弱いところを分析してください。強いところと弱いところをはっきりさせるために、以下のことを考えてみてください。

- 法律にどう書いてありますか。
- 相手に示すことのできる事実は何ですか。
- 似たようなサービスが提供されている他の例も参考になります。

あなたの側を強くする方法もあります。たとえば、

- 他の利用者や家族から応援をしてもらうことは役に立つでしょう。
- 議員やマスコミがあなたの支持をしてくれることはとても影響力があります。

**第 4 段階：**リージョナルセンター（あるいは他の機関）が反対する理由について、具体的に述べられた理由と、述べられてはいないけれど他にあるのではないかと思われる理由をはっきりさせてください。別々に一覧を作ってください。具体的に述べたものであってもそうでなくても、リージョナルセンターは以下のようなことに利害を感じているでしょう。

- サービスが必要だということに合意しない。
- サービス購入方針に疑問を挟んだり、例外的に補助金を出したりしたくない。
- 前例を作ることを恐れる（つまり、リージョナルセンターがあなたにこの支援をしたら、他の人もそれをほしがる）。
- 責任が生じるのを恐れる（つまり、リージョナルセンターはもしあなたがサービスを受け取ると何か悪いことが起きて、けがや損害があったということで訴

---

<sup>224</sup> 4646 条(d)。

えてくるのではないかと考える)。

- あなたのニードを本当に理解していない。
- あなたの要求を真剣に考えてこなかった。
- 古くからある習慣や手続きにしがみついて、新しい革新的な支援を提供しようとしなない。
- 費用がかかりすぎると感じている。

**第5段階：**あなたの戦略を立てて実行してください。戦略とは、行動計画のことです。戦略には、あなたがほしいものをリージョナルセンターに合意させるための方法が具体的に書いてあります。リージョナルセンターが関心を持っていると思われること、特に具体的に述べられたことのないことに的を絞って戦略を立ててください。もし、あなたがリージョナルセンターの利益を満たしつつ、あなたの必要なものを手に入れることができるのであれば、交渉は成功といえるでしょう。上に書いた各段階や、事実を調べること、どういう妥協や譲歩ならできるか（最悪の場合の代替りの案）、最低線とこれ以上交渉ができないというポイント、交渉に都合のいい日時や場所と期限の設定（公聴会に持って行く前にあなたがどのくらい交渉に時間をかけたいか）が戦略には含まれます。他にも戦略には、誰に交渉を手伝ってもらうか、リージョナルセンターでもっと責任のある人を交渉に呼び出すこと、あなたの立場を支持してくれる専門家を交渉に連れて行くこと、前もって交渉の議題や進め方を決めておくことなども含めることができます。いつも、最初の提案がだめだったときのことを考えて、最悪の場合の計画を持っておく必要があります。付録 R に交渉をする前に計画を立てるときに使えるワークシートがあります。

## 17. 証拠とは何ですか？

証拠とは、事実を証明するものです。リージョナルセンターの公聴会では、証拠に関する規則は裁判所よりも緩やかなので守りやすいです。公聴会で証言することは証拠になります。書かれている記録も証拠です。医師、心理士、学校が提出する書面の報告も証拠です。

たとえば、あなたが証明する必要のある事実が、あなたにはリージョナルセンターのサービスを使う資格があるということである場合、心理士が書いた評価やアセスメントの報告を提出するでしょう。もし、心理士が公聴会で証言すれば、その発言も証拠になります。心理検査のような検査結果も証拠になります。証拠の中には重要視されるものもあります。たとえば、証言と書面を比べると、証言の方が重みがあります。

事実関係に食い違いがある場合、相手は自分の方が真実であるという証拠をおそらく出してきました。あなたは相手がどのような証拠を持っているかを前もって知っておきたいでしょう。そうした情報を得ることを「発見」と呼びます。

## 18. どうやってリージョナルセンターや他の機関が考えていることを「発見」できますか？

リージョナルセンター（あるいは他の機関）が、自分たちが事実と考えていることや、その理由を述べる方法はたくさんあります。

- リージョナルセンターや他の機関の人に、リージョナルセンターなどの立場が事実だと思う、と書いてもらう。
- リージョナルセンターや他の機関の人に、リージョナルセンターの立場は法令に基づいている、と書いてもらう。
- リージョナルセンターや他の機関の人に、リージョナルセンターなどが考えているサービスの変更や削減を正確に書いてもらう。
- リージョナルセンターや他の機関に、あなたの母語で彼らの決定を説明させる。あなたには自分の母語で不服申し立て手続きについての説明を受ける権利があります。この権利は連邦公民権法第 6 章で守られています。
- あなたは公聴会の 5 日前には証人の一覧と、提出したいと考えている書類をリージョナルセンターの人に渡さないといけません。
- リージョナルセンターへの不服申し立てでは、あなたにはリージョナルセンターが提出しようと考えている書類のコピーを受け取る権利があります。また、リージョナルセンターが呼ぼうとしている証人の一覧と彼らの証言する内容についても、公聴会の 5 日前までに受け取る権利があります。

#### 19. リージョナルセンターがすべての発達障害者にとってよいものとなるようにするために、私には何ができますか？

このマニュアルでは主にランタマン法の下でのあなた個人の権利と、あなたのニーズや選択に見合ったサービスをどのように手に入れるかについて書かれています。発達障害者やその家族、そして友人たちが、州の機関やリージョナルセンターがうまく回るように「システム」レベルで取り組むことは重要なことです。そのためには多くの方法があります。たとえば、

- リージョナルセンターの公開ミーティングの場で意見を言う。特に、毎年行われる成果に基づいた計画づくりをするときに言う。
- エリア・ボードや州発達障害審議会がサービスや支援について地域のニーズを集めようとしているときに意見を言う。
- 発達障害に関する予算や発達障害者が使うことのできるサービスや支援に影響を与える法案について、議会の公聴会で証言する。
- もしサービスを利用しているのであれば、ピープルファーストなどの当事者団体に参加する。
- カリフォルニア・インクルーシブ・コミュニティ(Californians for Inclusive Communities: CAIC)、ARC カリフォルニア、ハランビー教育協議会、Fiesta Inclusiva といった団体に参加する。ウェブサイトからさまざまな障害者団体へのリンクをたどることもできます (ウェブサイト省略)。リージョナルセンターやエリア・ボードで興味のあることに取り組んでいる地域の集まりに参加することもできます。
- 州レベルで意見を述べるために作られている「関係者」グループやタスクフォースに参加する (質問 21 と 22 をご覧ください)
- 他のサービスを利用している当事者を訪問して、生活の質についてのアセスメ

ントを行うボランティアになる。第4章質問7をご覧ください。

- 地元の新聞やラジオが障害者にとって重要な問題を賛成できないやり方で取り上げているときに、新聞社やラジオ局に手紙を書いたり電話をかけたります。

## 20. リージョナルセンターが、みんなが望んでいる種類のサービスや支援を保障するために、私には何ができますか？

この10年の間で、発達障害者とその家族のコミュニティは障害の種類、そして一人ひとりの障害や好みに合わせてどういった支援が必要かという2つの面で変化してきました。

- カリフォルニアにおける自閉症の割合が増えたことで、地域のサービスや支援に新たな課題が生まれています。つまり、時には小規模で、あるいは刺激の少ない環境で、他の特別なアプローチを必要とするということです。また、発達障害と精神障害を併せ持った人や、技術を必要とする医療的なニーズを抱えつづける人といった、ある種の障害を持つ人や障害をいくつか持っている人へのサービスがカリフォルニアには足りません。
- 分離した環境で支援をするという古いモデルは好まれず、多くの当事者が統合された環境の中で暮らし、働き、遊びたいと望んでいます。たとえば、多くの人が保護的な作業所で働くよりも、支援を受けながら一般雇用をされたいと望んでいます。また、障害者だけのキャンプよりもY地方に夏を過ごしに行きたいと望む人もいます。
- 全国的に、一人ひとりに合わせた新しい方法が開発されつつあり、多くの場合うまくいっています。また、住んでいる地域でサービスを確保するときに、変化するニーズに対応する方法もいくつかあります。
- 新しいサービスや支援を作ったり、今あるサービスで人々がほしがっているものを増やしたりすることは、リージョナルセンターの仕事です<sup>225</sup>。どういう種類のサービスや支援が必要とされ、どのサービスを地域の中で開発していくかを知るために、リージョナルセンターはさまざまな方法でサービスや支援の差についての情報を集めなくてはなりません。
- IPP ミーティングでサービス・コーディネーターは、すぐに手に入らないものであったとしても、あなたが必要としている支援を考え、選ぶのを助けることになっています。この情報は文書化され、中央に集められます。たとえば、リージョナルセンターのリソース開発部です。そうすることで、リージョナルセンターは、自分の地域のサービスの差を見る「大きな絵」を手に入れることができるし、新しい資源を開発するのにどうすればもっともよいかを決めることができます。あなたは、リージョナルセンターにそうしたことをしているのかどうかを聞くことができますし、そうしたサービスの差やニーズについてまとめたもののコピーをもらうことができます。
- リージョナルセンターは成果に基づいた活動計画(Outcome-based

---

<sup>225</sup> 4648 条(e)。

Performance Plan)を毎年作るときに、サービスを利用する本人や地域の関係者からの意見を求めなくてはなりません。質問 23 をご覧ください。

- リージョナルセンターが毎年作る地域配置計画(Community Placement Plan)においても、入所施設に入るリスクのある人のことを考えて、サービスや支援の種類を施設入所を防ぐようにしていく必要があります。そうした資源を作るために、リージョナルセンターには上乗せで目的を絞った資金が提供されます<sup>226</sup>。地域配置計画については、第 9 章「施設入所を避ける」をご覧ください。
- この数年の間、議会では、新しいプログラムを始めるための資金を止めてきました。このため、リージョナルセンターやサービス事業者が新しいサービスのモデルを開発することが難しくなっています。議会が予算を作る中で権利を主張することで、資金を再開させるのを手伝うことができます。
- 州発達障害審議会では 5 年ごとに、必要だけれども現在使えないサービスや支援の種類と量、そして地域サービスや支援を新しくしたり、拡大したり、変化させたりすることを求める必要性について、すべてのリージョナルセンターから情報を集めなくてはなりません。そして、利用者のニーズに見合った、変化した革新的なサービス提供モデルに注目しなくてはなりません。ニーズアセスメントを行うときには、審議会は、公聴会のようなあなたが参加することのできる他の情報源を使うこともできます<sup>227</sup>。ニーズアセスメントについては第 1 章質問 7 とこの章の質問 6 をご覧ください。

## 21. 「関係者機関」とは何ですか？ そして、どうすれば参加することができますか？

ランタマン法では、「関係者機関」を「利用者、家族、サービス事業者、州規模の権利主張機関の利益を代表する州規模の機関」と定義しています<sup>228</sup>。関係者機関は、しばしば DDS や議会の委員会に招かれて、重要な政策について意見を述べています。関係者の中にはピープルファーストのような当事者組織や、PAI のような権利主張機関、カリフォルニア州インクルーシブコミュニティ同盟 (California Alliance for Inclusive Communities)、エリア・ボード、そしてサービス事業者の組織があります。会員を募っている関係機関も多くあります。あなたの意見を代表してくれる団体に参加することは、社会を変えていくすばらしい方法です。ウェブサイトにはさまざまな障害者団体のリストがあります。

## 22. タスク・フォースやアドバイザー・グループとは何ですか？ そして、どうすれば参加できますか？

州レベルの DDS や議会、地域レベルのエリア・ボードやリージョナルセンターといったさまざまなところで、研究や政策作り、新しいサービスの評価方法の検討などのためにタスク・フォースやアドバイザー・グループが使われています。ランタマン法ではこれらの機関がサービスを利用する本人や家族を入れるために最善を尽くさ

<sup>226</sup> 4418 条 25(c)。

<sup>227</sup> 4677 条。

<sup>228</sup> 4512 条(k)。



なくてはならないと定めています。そして、その地域の多文化性を反映させなければならぬとも定められています。これらの機関も人を探しています—ですから、次の機会があったら自分が参加したいと思っているということを伝えてください。

### 23. リージョナルセンターの成果に基づいた活動計画はどの分野をカバーしているのですか？

ランタマン法では、リージョナルセンターは年間活動目標を持つように定められています。この目標には次のことが定められています。地域のニードに合わせる必要があるとされたサービスや支援の開発、当事者が生活の質を達成することの支援、そしてリージョナルセンターが現在の基準（現在の活動レベル）を超える意味のある進歩です<sup>229</sup>。DDS では、成果の契約を行う方法についてのガイドラインを出しています。

2006年のガイドラインによれば、リージョナルセンターは毎年成果に基づいた活動計画を提出しなくてはなりません。計画には、DDS が立てた公共政策のそれぞれを実施するために、地域からの意見を取り入れて新たに作られた活動が盛り込まれています。政策には、入所施設に住むリージョナルセンターの利用者の割合を減らし、利用者に占める家族と住む障害児と、自立生活や援助付き自立生活あるいは小規模なホーム暮らしを営み、一般的な雇用あるいは支援を受けた雇用で賃金をもらっている障害者の割合を増やすことが含まれています。成果指標には、病院・歯科へのアクセスや虐待事例も取り上げられています。また、リージョナルセンターの業務に関する指標もあります。リージョナルセンターが地域で作られている公共政策の成果を独自に加えることもできます。

多くの公共政策指標を達成するためには、新しく資源を作っていくか、資源を拡大していく活動が必要になることもあります。リージョナルセンターが資源を作るよう求められているところでは、現在、特定のサービスや支援についていくつの事業者があるのか（「基準」）を明らかにし、そして翌年にリージョナルセンターがいくつの新しい事業者を作っていくと約束するかを決めなくてはなりません。計画には前年の基準を超える「意味のある進歩」が盛り込まれていなくてはなりません<sup>230</sup>。どうやったらこの計画作りに参加できるかについては、次の質問をご覧ください。

それぞれのリージョナルセンターでは、基準と年末のデータを示した年次報告を出しています。あなたは、成果の契約を行うための DDS のガイドラインや、リージョナルセンターが約束した行動や年末の報告が書かれている、リージョナルセンターの成果に基づいた活動計画のコピーを、DDS の地域サービス課やリージョナルセンターから手に入れることができます。

### 24. リージョナルセンターが成果に基づいた活動計画を作るのにどうすれば参加できますか？

それぞれのリージョナルセンターの成果に基づいた活動計画や DDS が定めた公共

---

<sup>229</sup> 4629 条(c)。

<sup>230</sup> 4629 条(c)。

政策指標の達成に必要な活動は、以下の過程を経て作られなくてはなりません。

- 予算やサービスと支援に関する基準などの情報を、理解が可能な形で地域に提供する。
- 少なくとも1回は公開の会議を開くことと、地域から情報を集めるために分野を絞ったグループを作ったり調査を行ったりする。
- 計画案を地域に示して意見をもらう。
- リージョナルセンターの理事会で計画を決定する前に、一般からの意見を得る機会を理事会に設ける<sup>231</sup>。

計画は毎年、8月から10月の間に作られます。そして、毎年11月1日にリージョナルセンターからDDSに提出されます。この計画作りの過程が明らかになったらすぐに情報を受け取りたいと、リージョナルセンターに今連絡することができます。

## 25. 生活の質についてのアセスメントについて、どうすれば他の人を手伝うボランティアになれますか？

エリア・ボードでは、家族と住んでいない成人利用者の生活の質についてのアセスメントを調整します。第4章質問7をご覧ください。アセスメントには、利用者、家族、そして権利推進者が必要になります。彼らはボランティアとしてサービスを利用する本人を訪問し、アセスメントを行います。あなたは、地域のエリア・ボードに電話をしてボランティアになることができます。付録AAをご覧ください。ボランティアになるために、研修を受ける必要があります。アセスメントには、利用者本人とのミーティングの設定、面接(1~2時間)の実施、そしてアセスメント調査報告の準備が含まれます。もし、書くことができないのであれば、調査報告を準備するのを助ける支援を得ることができます。

## 26. 発達障害者の制度にさまざまな民族の意見を取り入れるために、私に何ができますか？

発達障害者の制度が全ての人のニードを満たすためには、全ての異なるグループからの意見が取り入れられていないといけません。ランタマン法では、タスク・フォースやアドバイザー・グループには、さまざまなコミュニティを代表した多様な文化をもった利用者や家族が加わるように、リージョナルセンターが最善を尽さなくてはならないと述べています<sup>232</sup>。あなたは、リージョナルセンターかエリア・ボードに連絡を取って、リージョナルセンターのタスク・フォースやアドバイザー・グループに参加したいと申し出ることができます。こうした集まりは、特別なことが起きた場合やリージョナルセンターが地域のアドバイスを必要としたときに作られることがあります。リージョナルセンターに前もって話しておくことで、そうした集まりに参加するチャンスが増えます。他にも、ハランビー教育委員会(Harambee Educational Council)やFiesta Educativaといった組織に参加したり連絡を取ったりすることも

---

<sup>231</sup> 4629条(c)。

<sup>232</sup> 4640条8。

できます。

## 27. エリア・ボードにどうすれば参加できますか？

エリア・ボードのメンバーにはカリフォルニア州知事に指名された人がいます。他の人は、郡政委員会（County Board of Supervisors）で指名します。ランタマン法では、郡がエリア・ボードに選んだ人の過半数は発達障害者かその親、後見人や法的後見人で、残りは一般の人でなくてはならないとされています<sup>233</sup>。

指名されたいのであれば、対人サービスに関心があることを示して、リーダーシップを発揮しておかなくてはなりません。エリア・ボードの任期は3年です。10万人を超える大きな郡の場合、2期6年までしか続けることができません<sup>234</sup>。小さい郡の場合は、制限はありません。エリア・ボードに指名されたいと考えているのであれば、エリア・ボードに連絡を取って申請書と情報を手に入れることができます。付録 AA をご覧ください。

## 28. リージョナルセンターの理事会には誰がいて、どうすれば参加できますか？

1999年7月1日以降、少なくとも半数の理事は発達障害者、親、法的後見人でなくてはなくなりました。また、少なくとも4分の1の理事は発達障害者でなければなりません。理事は、リージョナルセンターを利用しているさまざまな障害種別を代表してはなりません<sup>235</sup>。理事になるためには、サービス・コーディネーターかリージョナルセンターの運営者に問い合せてください。リージョナルセンターに対して、理事に感心があるということと、それに似た経験をもっているということを伝える必要があります。

## 29. リージョナルセンターを通して、自分の権利主張を助けてくれたり、理事会やミーティングの参加を助けてくれたりするファシリテーターを見つけることはできますか？

はい、できます。IPP に書かれていれば、当事者として権利主張をする研修やファシリテーション、「ピアの権利推進者」といった支援をリージョナルセンターの予算で受けられます<sup>236</sup>。ファシリテーションとは、教材、指導、機材、あるいはあなたが決定したり選んだりするのを助けてくれる人を指します<sup>237</sup>。リージョナルセンターは、ナチュラル・サポートからファシリテーションが得られない場合に、ファシリテーターとなる人の費用を負担しなくてはなりません<sup>238</sup>。IPP で個別のファシリテーターの支援について書かれているのであれば、あなたにはファシリテーターを選ぶ権利があ

---

<sup>233</sup> 4546 条。

<sup>234</sup> 4546 条。

<sup>235</sup> 4622 条。

<sup>236</sup> 4512 条(b)。

<sup>237</sup> 4512 条(g)。

<sup>238</sup> 4512 条(g)。

ります<sup>239</sup>。

30. 地域レベル、州レベルの諮問委員会とは何ですか？ そしてどうすれば参加できますか？

リージョナルセンターの理事会に関与するもうひとつの方法として、利用者諮問委員会のメンバーになることがあります。たいていのリージョナルセンターには発達障害者からなる利用者諮問委員会があります<sup>240</sup>。諮問委員会では理事会にアドバイスをを行います。また、DDS にも利用者諮問委員会があり、DDS にカリフォルニアの利用者に影響を与える事柄について情報を提供しています。(連絡先省略)

31. PAI の理事になるにはどうすればいいのでしょうか？

PAI は法的な権利擁護などを障害者に提供する非営利機関です。PAI は 15～19 人からなる理事会の指示に基づいて活動をしています。普通、PAI の理事は、PAI を利用しているさまざまな層を反映しています。PAI の理事になりたいのであれば、いつでも申込書を提出することができます。理事の空席はウェブサイトに掲載されています。詳しくは直接尋ねてみてください。

---

<sup>239</sup> 4648 条(a)(12)。

<sup>240</sup> 4622 条。

VI. 研究成果の刊行・  
報告に関する一覧表

## 平成21年度 研究成果の刊行・報告に関する一覧表

著者	論文タイトル名	発表誌	号：開始ページ-終了ページ	年
岡部 耕典	知的障害者が「自分の家」で暮らすための支援 —アメリカ・カリフォルニア州のサポート テッドリビング・サービス	『ノーマライゼーション12月号』	第20巻12号：44-47	2009年
中原 耕	居住に関する権利と施設入所 —国連の障害者政策を通して	『同志社大学院社会学部学論 集』	第24号：24-41	2010年
報告者	参加学会等（開催地）	タイトル		
勝又 幸子	日本社会福祉学会第57回全国大会 日程：平成21年10月10～11日 開催地：東京都町田市	障害者権利条約第33条「国内における実施及び監視」について —日本と諸外国におけるアブローチ比較—		
岡部 耕典	日本社会福祉学会第57回全国大会 日程：平成21年10月10～11日 開催地：東京都町田市	知的障害者の「生活の自律」とそのために必要な支援 —アメリカ・カリフォルニア州における調査を踏まえて		
星加 良司	Equality of Opportunity and Japanese Type of Quota System in Employment Today Forum 2009 in UK (Manchester Metropolitan University)	Disability and Economy: Creating a Society for All		
磯野 博	障害学会第6回大会 日程：平成21年9月26～27日 開催地：京都市京都市	障害者雇用における保護雇用のあり方に関する一考察 —障害者の所得保障のあり方を視野に入れて—		

## 平成 21 年度 研究会開催一覧

開催日	研究会議題
平成21年 4月11日(土)	<p>第1回研究会</p> <p style="text-align: center;">研究分担者及び研究協力者による平成20年度分最終報告 (Part3)</p>
平成21年 7月31日(金)	<p>第2回研究会</p> <p style="text-align: center;">『障害者の権利条約の各国の批准状況と国内法への影響について (UNESCAP会議の報告を中心に)』</p> <p style="text-align: center;">講師:勝又 幸子(研究代表者)</p>
平成21年 8月24日(月)	<p>第3回研究会</p> <p style="text-align: center;">『「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する 研究会」における議論－主な論点を中心に－』</p> <p style="text-align: center;">講師:松井 亮輔(法政大学現代福祉学部 教授)</p>
平成21年 8月31日(月)	<p>第4回研究会</p> <p style="text-align: center;">『オーストラリアにおける障害児教育 －ニューサウスウェールズ州を中心に』</p> <p style="text-align: center;">講師:安倍 冴子(埼玉大学教育学部特別支援教育講座 准教授)</p>
平成21年10月20日(火)	<p>第5回研究会</p> <p style="text-align: center;">『特別支援教育と政治的戦略－英国の2人の女性をめぐる－』</p> <p style="text-align: center;">講師:落合 俊郎(広島大学大学院教育学研究科 教授)</p>
平成21年12月26日(土)	<p>第6回研究会</p> <p style="text-align: center;">研究分担者及び研究協力者による中間報告 (Part1)</p>
平成22年 1月15日(金)	<p>第7回研究会</p> <p style="text-align: center;">研究分担者及び研究協力者による中間報告 (Part2)</p>

## VII. 研究成果の刊行物・別刷



主題：障害者権利条約第 33 条「国内における実施及び監視」について

－副題：日本と諸外国におけるアプローチ比較－

国立社会保障・人口問題研究所 勝又 幸子 (06562)

キーワード 3 つ：障害者・自立支援・障害者権利条約

## 1. 研究目的

障害者の権利条約 (The United Nation Convention on Disability Rights) が 2008 年 4 月に 20 カ国の批准を集めて発効した。日本は 2007 年 9 月に署名したが批准には至っていない。2009 年 6 月 10 日現在、批准を済ませた国は 58 カ国その中には、韓国・中国・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス・スペイン・イタリア・スウェーデンが含まれている。

障害者権利条約の批准に向けた日本政府の準備としては、障害者基本法やその他関係法の改正が必要だと考えられている。たとえば、厚生労働省職業安定局が「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」を 2008 年 4 月に召集し検討を開始した。

障害者権利条約においては、差別の定義に「合理的配慮の否定」をいう新たな考え方を出している。[第 2 条定義より抜粋<「合理的配慮」とは、障害者が他のものとの平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。>]これを、各法律や制度においてどのように具体化していくかが問われている。また、これに加えて、第 33 条では国内における実施及び監視 (National implementation and monitoring) を定めており、この機能を果たすため現行の組織 (たとえば中央障害者施策推進協議会) の強化が必要とされている。本研究では第 33 条でさだめられた「監視」にテーマを絞って、従来の障害者福祉をめぐる政策評価の方法をレビューし、第 33 条に対応するためにはどのように変更されるべきかを考察する。

## 2. 研究の視点および方法

「監視」機能のレビューにおいては、法務省において設置されている人権擁護委員会の機能や内閣府の男女共同参画会議のもとにおかれている影響調査・監視委員会の成り立ちと役割などとの比較を行うとともに、障害者のすべての社会における完全参加を実現するために「監視」が果たすべき機能をまとめ、その実効性を担保する方法を検討する。国際人権条約 (1979 年批准) についても、当時どのような監視についての議論があったのか、それがどのように現在の状態になったのかなども調べた。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理方針を遵守して報告を行う。

### 4. 研究結果

障害者権利条約第 33 条（以下囲み）の条文に沿って監視機関をどう構築するかをまとめる。

#### 第 33 条 国内における実施及び監視

1.締結国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う 1 又は 2 以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締結国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2.締結国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、1 又は 2 以上の独立した仕組みを含む）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締結国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。（下線追加「パリ原則」）

3.市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

#### <監視機関構築の視点>

1) 監視機関はどこに設置されるべきか。

\* 障害者の政策や制度が複数の行政機関や法律にまたがる問題であるため、特定の行政機関内に設置されるべきではない。

\* 監視機関として従来型（審議会・協議会など）にはどんな問題があるか。

\* 組織運営上、従来型のメリットデメリット。

\* 市民社会の監視過程への関与や参加はどのように達成されるのか。

2) 「パリ原則」は第 33 条においてどのように具現化できるか。

3) 既批准国にみる監視機関の位置付けと組織

4) 障害者の自立支援政策活性化との関係

（注）本研究は、平成 21 年度厚生労働科学研究補助金採択、障害保健福祉総合研究事業「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－」（勝又幸子研究代表者）の分担研究として実施した。

## 障害者権利条約第33条「国内における実施及び監視」について

—日本と諸外国におけるアプローチ比較—  
 藤又 幸子  
 国立社会保障・人口問題研究所  
 <日本社会福祉学会 第57回全国大会報告2009年10月11日>

## 国連 障害者の権利条約

- 2007年9月 日本署名 未批准
- 2008年4月 20カ国の批准を経て発効

(2009年9月末現在)	署名	批准
条約	143	71
選択議定書	87	45

主な批准国：  
 韓国・中国・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス・スペイン・イタリア・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・ブラジル・メキシコ、他  
 (間もなくフランス批准予定)

国連のウェブページで署名・批准国の動向を公開  
<http://www.un.org/disability/default.asp?id=247>

© yukko-ka@pss.go.jp 2

## 「障害者の権利条約」の特徴

すべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有(第1条目的)

- 自由権と社会権の両方を含んだ「混成条約」  
 自由権＝市民的及び政治的権利  
 社会権＝経済的・社会的及び文化的権利
- 特別の権利創設ではなく権利共有における実質的機会均等の確保  
 「基本的人権」(＝自由権)を定めている。

© yukko-ka@pss.go.jp 3

## 障害者権利条約の締結に際して必要と 考えられる障害者基本法の改正事項

平成19年12月に策定された新たな重点施策実施5か年計画においては、「障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る」こととしている。

障害者権利条約においては、障害を理由とする差別的定義として「合理的配慮の否定」という新たな概念を含むことが規定されるとともに、障害のある人等の関与・参加の下、条約の実施の促進、保護、監視を行う仕組み等を設けることを求めている。

© yukko-ka@pss.go.jp 4

## 障害者権利条約の締結に際して必要と 考えられる障害者基本法の改正事項

- (7) 中央障害者施策推進協議会について、障害者基本計画の作成及び変更の際の意見聴取に加えて、障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加する。
- (8) 中央障害者施策推進協議会について、関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請ができることとする。

出所：障害者施策の在り方についての検討結果について  
 障害者施策推進課長会議(平成20年12月26日)より

© yukko-ka@pss.go.jp 5

## 「中央障害者施策推進協議会」

- 障害者基本法(平成16年6月改正)時に、内閣府に設置された。
- 位置付けは、内閣総理大臣が障害者基本計画の案を作成又は変更する際に意見を聴くための機関

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kyougi/index.html>

© yukko-ka@pss.go.jp 6

**第33条 国内における実施及び監視**

1. 締約国は、その制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う1又は2以上の担当部局(フォーカルポイント)を政府内に指定する。  
→ 縦割り行政を統括できる強力な機関

締約国は、また、異なる部門及び段階におけるこの条約の実施に関連する活動を容易にするため、政府内に調整のための仕組みを設置し又は指定することに十分な考慮を払う。

© yukko-ka@pss.go.jp 7

**第33条 国内における実施及び監視**

2. 締約国は、その法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し及び監視するための枠組み(適切な場合には、1又は2以上の独立した仕組みを含む。)を自国内で維持し、強化し、指定し又は設置する。締約国は、当該仕組みを指定し又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び機能に関する原則を考慮に入れる。→ パリ原則に合致する独立した機関、人権保護法案

© yukko-ka@pss.go.jp 8

**第33条 国内における実施及び監視**

3. 市民社会、特に、障害のある人及び障害のある人を代表する団体は、監視の過程に完全に関与し、かつ、参加する。  
→ 監視過程への障害当事者の参画

© yukko-ka@pss.go.jp 9

**パリ原則とは**

● 1992年国連人権委員会及び翌年に国連総会にて採択された「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則」

→ 実効性ある監視機構を中央政府レベルと地方自治体レベルでどのように構築するか

© yukko-ka@pss.go.jp 10

**パリ原則による国内人権機関**

1. 独立性
2. 明確な管轄権と適切な機能
3. アクセスの容易さ
4. NGO 国内機関 政府機関との協力
5. 活動の効率性
6. 説明責任(アカウンタビリティ)

藤本俊明(2001 p.34)

© yukko-ka@pss.go.jp 11

**日本の国内人権機関**

● 人権擁護委員制度

法務省の監督下にあり、勧告権限しか持たず、政府から独立した機関ではないとして、人権侵害の申立を調査する独立機関の設立を国連の人権理事会から勧告されている。

(自由権規約委員会1998年  
外務省: UPR(普遍的・定期的レビュー)の概要参照)

© yukko-ka@pss.go.jp 12